



釧路西ロータリークラブ会報

会長方針 「ロータリーを知って、いつも笑顔で会おう!!」

本年度 第17回(通算第2406回)

プログラム 「 ゲスト卓話(成年後見制度について) 」

担当 社会奉仕委員会

■2024年3月4日(月) 12時30分～ ■例会場:ANAクラウンプラザホテル釧路

【会長】金田 剛 【副会長】高田 智弘 【幹事】岡安 正人 【副幹事】小栗 直也・平 信二

★ 点鐘 金田 剛 会長

★ ロータリーソング
「 君が代 」 「 奉仕の理想 」



ソングリーダー 佐々木 進 君

★ お客様と来訪ロータリアンのご紹介

釧路市権利擁護成年後見センター

センター長 新田 雄大 様

★ 会長挨拶 金田 剛 会長



皆さんこんにちは。先週はひな祭り例会に皆さん参加して頂いてありがとうございます。

「ひな祭り」が昨日でした。うちも娘がいますのでひな祭りをやりました。ただやはり、ひな人形を出すんですけれども、ケースに入った小さいやつを出して、ケーキも買わずに桜餅を二つくらい食べたくらいでした。私の子供の時といいますか妹がいましたので、非常に大きいひな人形、7段飾りを飾ったりとか、子供の日には鯉のぼりを飾ったり、今ではほとんど農家のあたりでしか見られなくなったなあと思います。段々とそういうものも忘れられていくのではないかと、ちょっと寂しい気がします。

ということで忘れられる、忘れる、将来的に認知症になったらどうする・・・というような話で今日は釧路市社会福祉協議会から新田 雄大さんにお話を頂きます。よろしくお願い致します。

★ 幹事報告 岡安 正人 幹事



- ・3月のロータリーレートは1ドル=151円です。
- ・釧路、釧路北、釧路東、釧路南、浜中、根室各ロータリークラブより3月の例会プログラムが釧路市民活動センター“わっと”より会報第121号が届いております。
- ・美深ロータリークラブより創立60周年のご案内が届いております。
- ・RI日本事務局 財団室より「財団室NEWS 3月号」が届いております。

★ 委員会報告

★ 本日のプログラム

「 ゲスト卓話(成年後見制度について) 」

担当 社会奉仕委員会



只今、ご紹介頂きました成年後見センターの新田と申します。宜しくお願ひ致します。皆さん、成年後見制度という言葉がある程度耳にしたことがあると思うのですが、実際どういうふうな運用されていて、どういう特徴がある制度なのかという所をお話して行きたいと思ひます。皆さんのお手元に成年後見制度についてという資料とチラシがあると思ひます。資料に元づいてお話しさせて頂きたいと思ひます。成年後見制度とはどういふものなのかといひますと、判断能力が不十分になってきた時、認知症ですとか精神障害、知

的障がいの方などが消費者被害とか財務管理で失敗しないようにとか、そういう時に支援するための制度となります。具体的にいうと財産の管理とか契約時の代理を後見人などがやっていく制度となっております。成年後見制度というのは大きく分けて2つあります。任意後見制度と法定後見制度というのがあります。まず、任意後見制度というのは、今は私たちは判断能力があるわけなんですけれども、あらかじめ自分がお願ひしたい人に、私でしたら妻に、自分が認知症とかになったら介護施設に入ったり家を処分してくれということをお願ひして公正証書にして頼んでおくことが出来ると。実際に判断能力が下がって来たら、後見人として妻が契約した内容に添って行くということになります。反対に法定後見制度というのは、常に判断能力が低下した方の制度となります。具体的には補助、保佐、後見の3つの分類に分かれるのですが、こちらの制度は平成12年に施行されていますが、この時、同時に施行されている制度があります。介護保険制度ですね。こちらが同時スタートとなっています。福祉サービスを契約で行う時代になったという所では大きな転換期を迎えた制度となります。“措置”から“契約”へということで、今は介護サービスというのは、自身で選んで契約をして、自分が選んだ事業所でサービスを受ける事が出来るのですが、平成12年以前は“措置”ということで、行政があなたはここのデイサービスに行きなさいとか、こちらの介護施設に行きなさいとか行政が決める措置でありました。今では考えられないですが、介護保険制度が始まって成年後見制度で利用者の尊厳を守っていきましょうという所から発足した車の両輪のような制度と言われています。実際よく回っているのは介護保険制度のほうです。先ほども言ひました通り、成年後見制度というのは補助、保佐、後見の3つに分かれており、後見というのは、ほとんど判断能力が無いような状態、例えば寝たきりだとか数分前のことも覚えていないだとか、そういう方が“後見”。ある程度判断能力はあり、普通の買い物とかは出来るんだけど契約などには支援を要する場合は“保佐”。ほとんど判断能力は十分なんだけれども重要な部分には支援が必要な場合は“補助”となります。判断能力が十分なうちに第3者にお願ひしておくのが任意後見制度となります。平成12年から成年後見制度がスタートした訳なんですけれども、その前に同じような制度がなかったかという所ではなくて、禁治産者・準禁治産者制度は旧民法下で定められ、明治31年から、現在の成年後見制度ができるまで100年程続いた制度がありました。同じようなものではあるのです

が、漢字をよく読むと見えてきますが、この対象者になった方というのは自分で金銭管理をすることが出来なくなった方、そういった意味では本人の権利を擁護できているのかという事がありまして、本人を後ろから見守って権利を守るという所から、この成年後見制度に派生して行ったというのがこの制度の趣旨になっています。また、法定後見というのは本人の判断能力が低下しているということから、本人の権利を擁護するというを目的に創設されたと言われていています。成年後見制度の基本理念としましては、ノーマライゼーション、障がいですとか認知症のあるなしに関わらず家庭でも地域でも活動していけるように支援していき、残存能力、まだまだ残っている能力を積極的に活用していきましょう、それから自己決定権の創造、認知症や障がいがあるから何も出来ないという考え方ではなく、自分で決定していくことを最大限尊重して支援していきましょうというような制度の背景になっています。

上がりに制度の利用者数が上がっています。ですので、どんどんと制度を必要としている方が増えているということが言えると思います。次にこの制度を利用するための手続きについてですが、申し立てとって家庭裁判所が所管になりますので、家庭裁判所の方に申し立てをしていくことになります。申し立て書類の一式をざっくり書いてありますが、実際にはかなり多くの書類が必要になります。例えば診断書ですね。住民票、本人の戸籍謄本、あとは財産目録とって実際には本人にどれくらい財産があるのかを表にまとめて提出する必要があります。例えば年金の収入だとか、収入予定表は例えば本人の年金の収入だとか、どれくらい支出があるだとか、予定表というものを作成する必要があります。そしてこれらを証明する書類、例えば通帳の写しだとか領収証の写し等が必要になります。これらを用意して、申し立て手数料が6千円～1万円くらいかかり家庭裁判所に納付する形になります。この申し立てを出来るのが四親等内の親族、それ



成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守る制度です。成年後見人等がそのような方々の意思を尊重し、その人にとってよい生活を送れるようサポートします。制度は以下の2種類です。

法定後見制度

本人やご家族などが家庭裁判所に申し立て、後見人等が選任されます。1種類のみの選任が原則になります。

後見	保佐	補助
<p>常な判断力を欠いており、日常の買い物などで難しい人</p>	<p>判断能力が著しく不十分で、日常の買い物は一人でできるが、重要な財産の管理・処分などは難しい人</p>	<p>判断能力が不十分で、重要な財産の管理など一人ですることが不安な人</p>

任意後見制度

本人の同意の上で任意に親族や知人等の親戚等から、任意後見人として選任されます。判断能力が衰えてきたときに家庭裁判所が選任する「任意後見受任人」のもとで、任意後見人による支援を行う制度です。

成年後見人等は何をするの？

成年後見人等の職務は、「財産管理」と「身上監護」です。
 (障害・補助の場合は、要請者ご自身とされた権限の範囲になります。)

財産管理

不適切な財産などの財産を人の立場によって安全に管理します。

身上監護

本人が安全でよい生活を送るため、本人の生活・医療・福祉等に関わるサポートをおこないます。

※後見人の職務ではない一欄

任意後見人等選任、任意後見人等選任、任意後見人等選任、任意後見人等選任、任意後見人等選任



釧路市権利擁護成年後見センターの業務

■権利擁護・成年後見の相談をお受けします

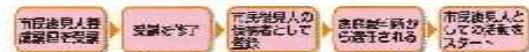
福祉課多目的支援センター後見支援の相談窓口として、制度の説明や申請書類の作成、後見人等の相談を行います。



■制度の普及や後見人の連携・育成・支援に取り組みます

正任後見人の育成と活動を支援を行います。

●市民後見人として活動するまでの流れ



多くの人たちで助け合う連携や協力を促すため、PR活動や意識調査等の実施や、また市民後見人や関係者等とのネットワーク構築や協議会を推進します。

■地域の支えあいで支援活動を進めます

二十代の若年人に対して「地域福祉がまちづくり」を担い、非営利・専門・ボランティア・市民等の連携による支援活動を進めます。

日常生活自立支援事業

釧路市社会福祉協議会では、成年後見制度推進のほか、権利擁護の活動もして、よりよく生活できるため、日常生活自立支援事業を行っています。

援助内容

- ①福祉サービスの利用援助(福祉サービスの利用に関する手帳等)
- ②日常的な金銭管理(公共料金の支払い、手続き、生活費の取扱いなど)
- ③書類等の預かりサービス(預貯金の通帳等の大切に保管)

総人口の29パーセントが65歳以上になっています。釧路に関しては3人に一人が高齢者になっている現状です。2025年にはこれに付随して認知症の方も増加するという事で推定で全国700万人の方に認知症が見られるのではないかとされています。そういう背景がある中で成年後見制度の利用がどのように推移しているかと言うと、右肩

から本人、市町村長となっています。四親等内の親族となるとかなり広いというイメージがあると思うのですが、私たち申し立ての支援をしていますが、四親等内の親族がいても疎遠になっていたりとか、連絡がとれないですとかそういった方がとても多くて実際には身寄りがないような状

態がとても多いです。本人も記憶がとんで無いですとか、寝たきりの状態になってきますと、釧路市の場合には釧路市長の名前で申し立てがなされるという事になります。申し立てをした後で家庭裁判所の方で本人の調査であったり、場合によっては本人の面接が行われ、それから審議がありまして候補者をつけて、また弁護士などに裁判所の方から依頼がなされる。候補者がいよいよもってつきましたとなれば審判となり、後見人に審判書類が届きまして、それを受け取ってから2週間で確定します。この2週間というのは、本人、または家族などが、やはりやめるという事が言える期間となります。やめるという方はいないのですが2週間で確定することが多いです。審判が確定すると候補者がいよいよ後見人となり、後見登記というのがございます。法務局で後見人としての身分がわかるように登記をされて証明書というものが発行されます。実際に後見人というのはどういう業務をしているのかというと、大きく分けて3つございます。1.財産管理 2.身上報告 3.報告 これら3つの義務があります。1つ目は預貯金の口座、証券、不動産の管理をしたり場合によっては処分をしたりということをお携わっていくという事です。それと収入の授与、例えば年金であったり、時に年金では足りないという事もありますので生活保護の申請ですとか、すでに受けている方でしたらその調整、それから施設利用料ですとか、支払い、それに関する手続き、各種領収証、重要書類の保管などを行います。また身上報告というのが中々耳慣れない言葉かとおもいますが、本人の見守りであったり生活状況をしっかり把握して必要なサービスに結び付けるという所があります。例えば介護サービスの契約としてデイサービス、ヘルパーさんの契約に携わったり、また在宅生活が難しくなってくれば施設の契約だったりですとか、あとは本人が突然入院してしまう事もありますので、医療契約ですとか、そういった事を後見人が担っていく事になります。あとは健康診断の受診調整とか書いてありますけれども、施設入所者の方でしたら施設の相談員さんですとかケアマネージャーさんですとかにお願いして、実際にはそれに付随して支払い等を行う事になります。それから家庭裁判所への報告です。家庭裁判所の報告は定期で行う必要があって後見人就任以来1カ月以内、それから概ね何事もなければ1年ごとに報告する必要があります。こういった業務を後見人が行っていくということです。

後見人の業務の流れ

就任して1カ月以内 財産の調査、財産目録の作成、収支予定表の作成

財産残目録、収支予定表は申し立ての時点で出来上がっているものになります。実際行うのは財産目録の中で記載漏れが無いかということ、新たに何か財産が出てきた事が無いかをチェックするという事になります。収支予定表のところも新たに何か支出が必要になっていないか、そういった所をチェックしていく事になります。就任後1カ月以内にこれらの書類をもとに家庭裁判所に提出をしてから後見人としての業務を続けていくという事になります。日常的な業務と致しましては財産の管理、預貯金が主になるかと思えます。不動産をお持ちの方は不動産管理ですとかになります。身上報告としましては、本人との意思の尊重ですとか意思の配慮をしながら、本人が生活が出来るように支援をしていくというのが必要になってくるということです。先ほどもお話ししたように、家庭裁判所への報告が年に1回提出していく必要があるということになります。

それから後見終了後の業務です。後見が終了するのは大きく分けて2つあるのですが、1つは本人の死亡、本人が亡くなられた時点で後見人としての身分は失うこととなりますので、本人の死亡によって終了するという事と、もう1つは本人が判断能力が回復した場合は終了になります。ただ障がいにしても認知症にしても治るということが中々無いものですから、ほぼほぼ後見というのが開始をするとご本人が亡くなるまで後見人としては職務が続くということになります。終了に関しましては、収支報告の報告書と財産目録を作成して家庭裁判所に提出する必要があります。後見が終了するので法務局の方に申請をする。それから遺言書がある場合は遺言執行者へ財産の引き渡しを行う。遺言執行者がいない場合は相続人代表者へ財産の引継ぎをするという形になりますけれども、中々親族と疎遠になっていて相続人が見つからないという場合もあり、このへんは後見人の負担になる部分でもございます。その他の業務と致しましては、ご本人が生存している場合は、居住用不動産の処分ということがあります。自宅にいたんだけれども施設に入ることになって、建物を処分しなければいけないとか、賃貸者契約の解除にも裁判所の許可を得なければならぬと、やはりご本人には思い出のあるご自宅ですとかになりますので、後見人等の判断で簡単に契約解除ですとか売却とはいかないので、ここは家庭裁判所の許可を得てですね行っていくべき内容となっています。それから後見人等の種別業務として大きく分けると法律職、福祉職、親族後見人というのがあります。第3者がなる場合には、法律職の専門職としては弁護士、司法書士、行政書士、社会保

陰労働士とか色々な方が自任することもあるのですけれども、特に特徴としましては本人の財産が多額である場合、その管理に専門性が必要な場合、不動産や有価証券があるといった事例では専門性が求められます。

また、紛争性がある、親族間の財産の紛争がある、経済的虐待がある場合は、法律の専門家が担うべきかなという所で家庭裁判所も専門職を選任致します。それから財産整理ですとか不動産の処分が後見開始の段階で必要とされる事案では、最初は弁護士さんがついてくれることが多いです。そして福祉専門職は、我々、社会福祉士が担うことが多いですが、例えばご本人の障がい重度であるとか重複しているとか、そういうことによって施設、在宅の生活であつてもケアチェックが必要ということと、専門性が必要な事例、本人の関係構築が困難な事例もあります。私も担っていてこういった例があつたんですけれども、自分が後見の申し立てをしたことを覚えていない、中々本人との関係の構築が難しい場合もなかにはあります。それから親族、近隣との関係が疎遠な事例であつたり、そもそも福祉サービスに結びついていないという事例だと社会福祉士などが選任されて各種調整を行っていくという形になりますし、意思決定の部分で手厚くしていかなければならない場合には、やはり社会福祉士が出ていくという事になります。市民後見人というのは比較的新しい後見人になりますけれども一般市民の中で一定の研修を終えた方々が、後見人として支援するという事で、特徴的なのはご本人の財産が高額ではなくて管理しやすいこと、定期的な見守りですとかケアチェックが中心な事例、それから軽度の知的障がいであつて日常の金銭管理が中心な事例、このような市民後見人というのがかなり広まってきて、釧路市は全国的に積極的に実施していきまして、現在 86 名の後見人さんが活躍されています。

〈市民後見人の登場の背景について〉

成年後見人の担い手、先ほども申しあげました通り認知症の方が推定 70 万人と申しあげましたが、どんどん増えていくという所で、この制度、発足の当初は親族後見人が大多数をしめておりました。それが第三者後見人のほうが増えてきて、平成 24 年にちょうど親族後見人と第三者後見人が逆転したということになりました。現在、親族後見人は全体の 19 パーセントしかいないようです。残りの 81 パーセントに関しては第三者の後見人が担っているという形です。職種としては全国手的には司法書士が一番多く、次に弁護士、社会福祉士というふうになっています。そうすると専門職、

司法書士、弁護士、社会福祉士の担い手に限りがあるものですから、そうすると、どんどん増えてくるニーズに中々対応出来ないということになってきます。そこで国が一般市民で研修を受けた方で何とか担っていけないかということで、この市民後見人の育成に力を入れているということです。ただ担い手が不足する、担い手を増やす為それだけの為に市民後見人があるわけではなく、市民後見人という性格・特質が地域社会の中で重要であるという意味があり、市民後見人を推奨する意味というのは、地域でお互いが支え合う国を作りましょうというのが大きな意義になってきているのではないかなというふうに思っています。

★次週例会の御案内

2024年3月11日(月曜日)

18:30 ~ ANA クラウンプラザホテル釧路

「クラブフォーラム」夜間例会

担当 会長エレクト